

学校におけるいじめの問題への対応に関して、

教職員の皆さんにお願いしたいこと

益田翔陽学校

生徒指導主事 石田優介

本日の説明の趣旨

いじめ防止対策推進法の施行（平成25年9月）から相当の期間が経過したものの、学校現場における法に基づく対応が十分とは言えないことを踏まえ、法に基づく対応を徹底していただくようお願いするもの。

本日の内容

- 1 いじめの定義について
- 2 組織対応について
- 3 いじめの重大事態について

いじめの定義

平成17年度以前

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。
具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。**「発生件数」から「認知件数」に変更。**

いじめ防止対策 推進法の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

- 「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う
【いじめ防止等のための基本的な方針より】

いじめの認知をめぐる問題

いじめの定義が平成**18**年に大きく変更されたにもかかわらず、「一回限りの出来事であった」などと、旧来の定義の要素を参酌して、いじめに該当しないとの判断がなされているケースがあるように見受けられる

「全件組織的対応」

法律上のいじめに該当する事案については、全件、法律にのっとった組織的対応（後ほど説明）をしなければならない。

（「全件組織的対応」は大変なことですが、これを怠ると国家賠償責任＜私学の場合は損害賠償責任＞を負うことになるので、絶対に忘れないでください！）

「広範な定義」＋「全件組織的対応」とされているのには、ちゃんとした理由があります。

組織的ないじめ対応の流れ

いじめの発見

①情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「いじめ対策組織※」に情報（アンケート結果を含む）を集約

★いじめを発見した場合はその場で行為を止める

②指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む（校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画）

（※）「組織とは、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対応のための組織」をいう。

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む（ひどいいじめをした場合は警察に通報、補導や逮捕、保護処分で更生させる）
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒（加害、被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

●学級担任が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
●日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

法律上のいじめの定義

ポイントは次の4つの要素

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

※ ①～④を全て満たすあらゆる事象が法律上のいじめに該当する。したがって、法律上のいじめは極めて広範な概念である。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ① **教職員は**、児童生徒からの相談を受け、いじめの事実があると疑われるときは、**「生徒支援委員会」への通報**等の適切な措置をとる。

※ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ② **学校は**、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、**速やかに**、**いじめの事実の有無を確認**し、その結果を当該学校の**設置者に報告**する。

※ 「学校」とは、具体的には、校内の「いじめ対策組織」を指す。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ③ いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。

学校における「いじめに対する措置」 (いじめ防止対策推進法第23条)

- ④ 必要な場合における別室指導等の検討
- ⑤ いじめに係る**情報**につき、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と**共有**
- ⑥ 警察との連携

いじめの問題で組織対応を求めている背景

多くの悲惨な事案で、教職員の抱え込みがみられる現状

○熱心であればあるほど、「落とし穴」にはまる

「自分が解決しなければ」「迷惑はかけられない」

「自分が相談するのではなく、相談される立場」「他の業務が忙しそう・・・」

○「組織」をつくることや「組織で対応」することが法で決まっているのは、抱え込みを防ぐため。

法律上のいじめの定義（再確認）

ポイントは次の4つの要素

- ① 行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること
- ② 甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること
- ③ 甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となった乙が心身の苦痛を感じていること

※ 「力の差」（強い者が弱い者に対して）、「継続的」、「深刻」等の要素は全く含まれていない。

法律上のいじめの定義（再確認）

①行為をした者（甲）も行為の対象となった者（乙）も児童生徒であること

- ◎児童生徒と（他の児童生徒の）保護者とのトラブル
 - ◎保護者同士のトラブル
 - ◎児童生徒と教職員とのトラブル
- といったものを排除するための要素

<通常は問題とならない要素>

法律上のいじめの定義（再確認）

②甲と乙の間に一定の人的関係が存在すること

◎街頭で偶発的に生じた面識のない児童生徒同士のトラブルといったものを排除するための要素

<通常は問題とならない要素>

そうすると、**校内で発生した事案については③と④だけを考えればよいことになる。**

法律上のいじめの定義（再確認）

③甲が乙に対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと

◎極めて広範である。事実上無限定。

◎ただし、この行為を相手方が知らなければ精神的苦痛は生じ得ないわけであるから、この行為が相手方に到達すること（＝相手方の知るところとなること）は最低限必要。

本日の内容

3 いじめの重大事態への対応について

「重大事態」には2種類ある

いじめ防止対策推進法第28条第1項

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態

ex. いじめを苦にした自死

多額の金銭恐喝

- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態

→ いじめが原因となった不登校

「重大事態」に当たると考えられる具体例

いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号

【一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。】

- 1 いじめに当たる行為そのものにより、生命、心身、財産に対する重大な被害がもたらされるもの
 - 重傷
 - 多額の金銭恐喝
- 2 いじめに当たる行為が原因となって生命、心身、財産に対する重大な被害が間接的に生じるもの
 - いじめを苦にした自死又は自死未遂
 - いじめを苦にした自傷行為による重大な傷害
 - いじめを苦にして自暴自棄になり、自己の高価な所有物を破壊
 - いじめを苦にした結果として精神性の疾患を発症

「疑いがある」の意味

ここが重要！！！！



さらに、国の基本方針においては、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が『いじめの結果ではない』あるいは『重大事態とはいえない』と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」ものとされている。

重大事態に係る調査の準則

○ 自死の場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」 (改訂版)
(平成26年7月)

○ 不登校の場合

「不登校重大事態に係る調査の指針」
(平成28年3月)

○ 法の施行3年後の見直し規定を踏まえて

「重大事態の調査に関するガイドラインの策定」
(平成29年3月)

いじめの解消について

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等を通じて確認する。

【引用・参考資料】

- ・平成28年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
(文科省 2017)
- ・平成29年度第1回都道府県・指定都市等生徒指導担当者連絡会議
(文科省 2017)
- ・平成29年度教育相談コーディネーター連絡協議会
(島根県教育委員会 2017)
- ・講義「いじめの対応に関して島根県の皆さんにお願いしたいこと」
(文科省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室長 平居秀一 2016)
- ・講義「同僚性を基盤とした積極的な生徒指導の取組
～いじめの未然防止の視点から～」
(兵庫教育大学 教授 新井 肇 2016)